

医薬監麻発 1204 第 13 号
令和 6 年 12 月 4 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

医薬局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

向精神薬営業者の製造量等の年間届出について

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 257 号。以下「改正政令」という。）が本年 7 月 31 日に公布され、新たに 1 物質が向精神薬として指定されました。

本年 8 月 30 日、改正政令が施行されたことに伴い、平成 3 年 1 月 7 日付け薬麻第 5 号「向精神薬営業者の製造量等の年間届出について」別記様式の別紙－1 を別添のとおり改訂しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします。

別紙－１

整理番号	向精神薬名	整理番号	向精神薬名
１－１	フェネチリン	３－３１	フルブロマゾラム
１－２	メクロカロン	３－３２	フルジアゼパム
１－３	メタカロン	３－３３	フルラゼパム
１－４	メチルフェニデート	３－３４	ハラゼパム
１－５	モダフィニル	３－３５	ハロキサゾラム
１－６	フェンメトラジン	３－３６	ケタゾラム
１－７	セコバルビタール	３－３７	レフェタミン
１－８	ジペプロール	３－３８	ロプラゾラム
２－１	アモバルビタール	３－３９	ロラゼパム
２－２	ブプレノルフィン	３－４０	ロルメタゼパム
２－３	ブタルビタール	３－４１	マジンドール
２－４	カチン	３－４２	メダゼパム
２－５	シクロバルビタール	３－４３	メフェノレクス
２－６	フルニトラゼパム	３－４４	メプロバメート
２－７	グルテチミド	３－４５	メソカルブ
２－８	ペンタゾシン	３－４６	メチルフェノバルビタール
２－９	ペントバルビタール	３－４７	メチプリロン
３－１	アロバルビタール	３－４８	ミダゾラム
３－２	アルプラゾラム	３－４９	ニメタゼパム
３－３	アンフェプラモン	３－５０	ニトラゼパム
３－４	アミノレクス	３－５１	ノルダゼパム
３－５	バルビタール	３－５２	オキサゼパム
３－６	ベンツフェタミン	３－５３	オキサゾラム
３－７	ブロマゼパム	３－５４	ペモリン
３－８	ブロマゾラム	３－５５	フェナゼパム
３－９	ブロチゾラム	３－５６	フェンジメトラジン
３－１０	ブトバルビタール	３－５７	フェノバルビタール
３－１１	カマゼパム	３－５８	フェンテルミン
３－１２	クロルジアゼポキシド	３－５９	ピナゼパム
３－１３	クロバザム	３－６０	ピプラドロール
３－１４	クロナゼパム	３－６１	プラゼパム
３－１５	クロナゾラム	３－６２	プロピルヘキセドリン
３－１６	クロラゼプ酸	３－６３	ピロバレロン
３－１７	クロチアゼパム	３－６４	クアゼパム
３－１８	クロキサゾラム	３－６５	レミマゾラム
３－１９	デロラゼパム	３－６６	セクブタバルビタール
３－２０	ジアゼパム	３－６７	テマゼパム
３－２１	ジクラゼパム	３－６８	テトラゼパム
３－２２	エスタゾラム	３－６９	トリアゾラム
３－２３	エスクロルビノール	３－７０	ビニルビタール
３－２４	エチナメート	３－７１	ゾルピデム
３－２５	ロフラゼプ酸エチル	３－７２	ゾピクロン
３－２６	エチランフェタミン	(注) １ 各項目にはそれぞれ塩類及び製剤も含まれる。 ２ カチンについては、ラセミ体を含む。 ３ レフェタミン及びフェンジメトラジンは光学異性体及びラセミ体を含む。 ４ ゾピクロンはラセミ体だけを含む。	
３－２７	エチゾラム		
３－２８	フェンカンファミン		
３－２９	フェンプロレクス		
３－３０	フルアルプラゾラム		